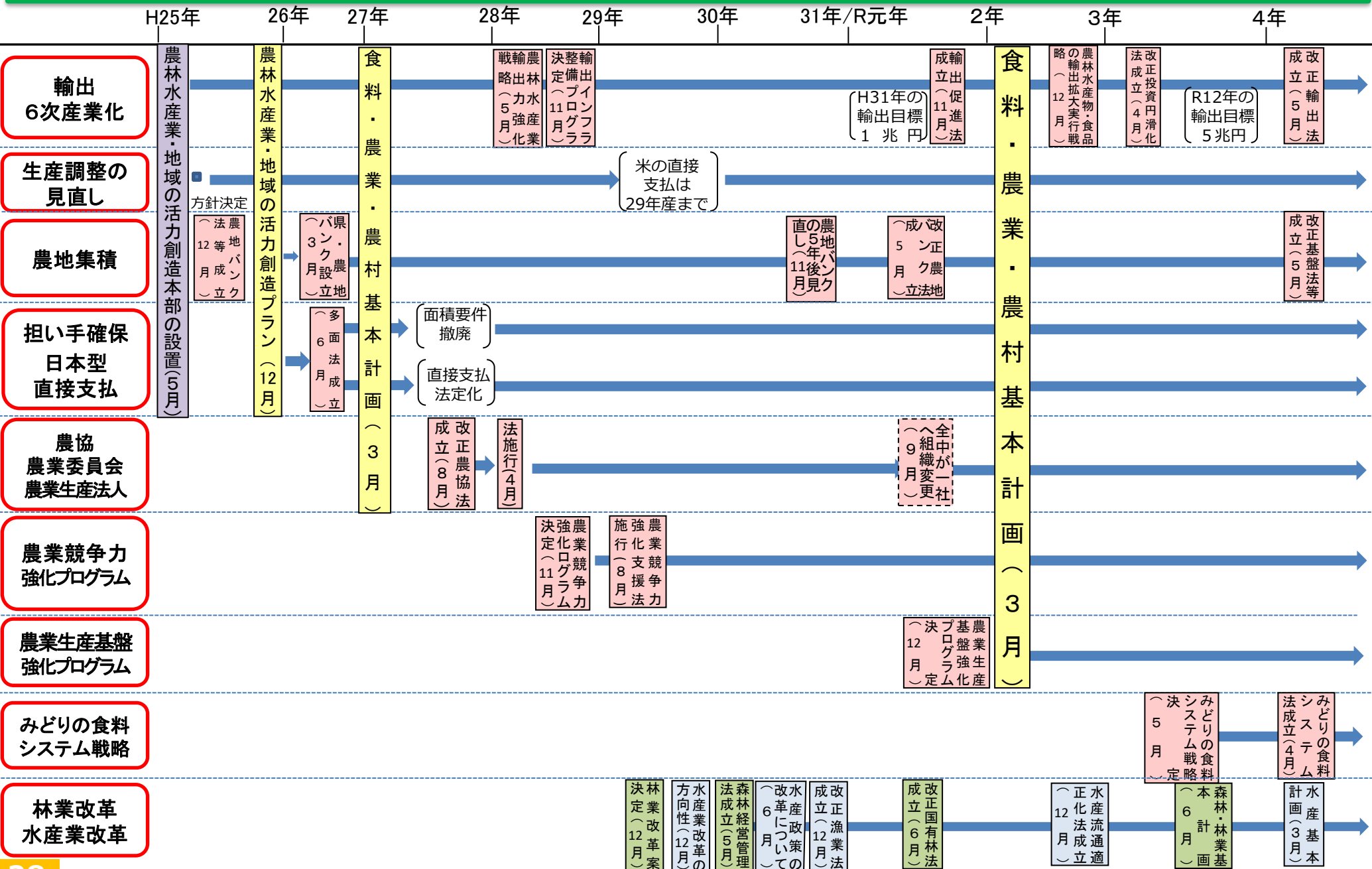


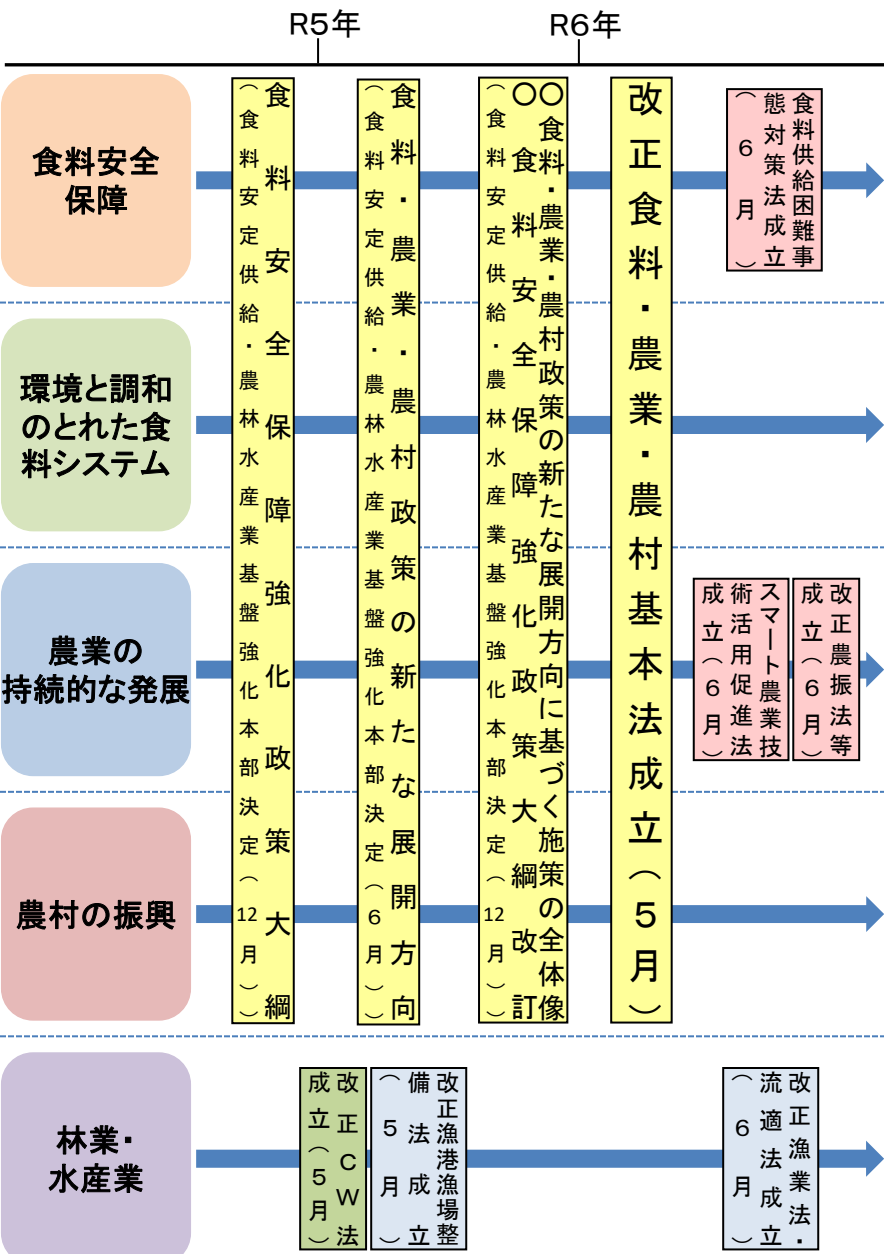
近年の農林水産政策の全体像①



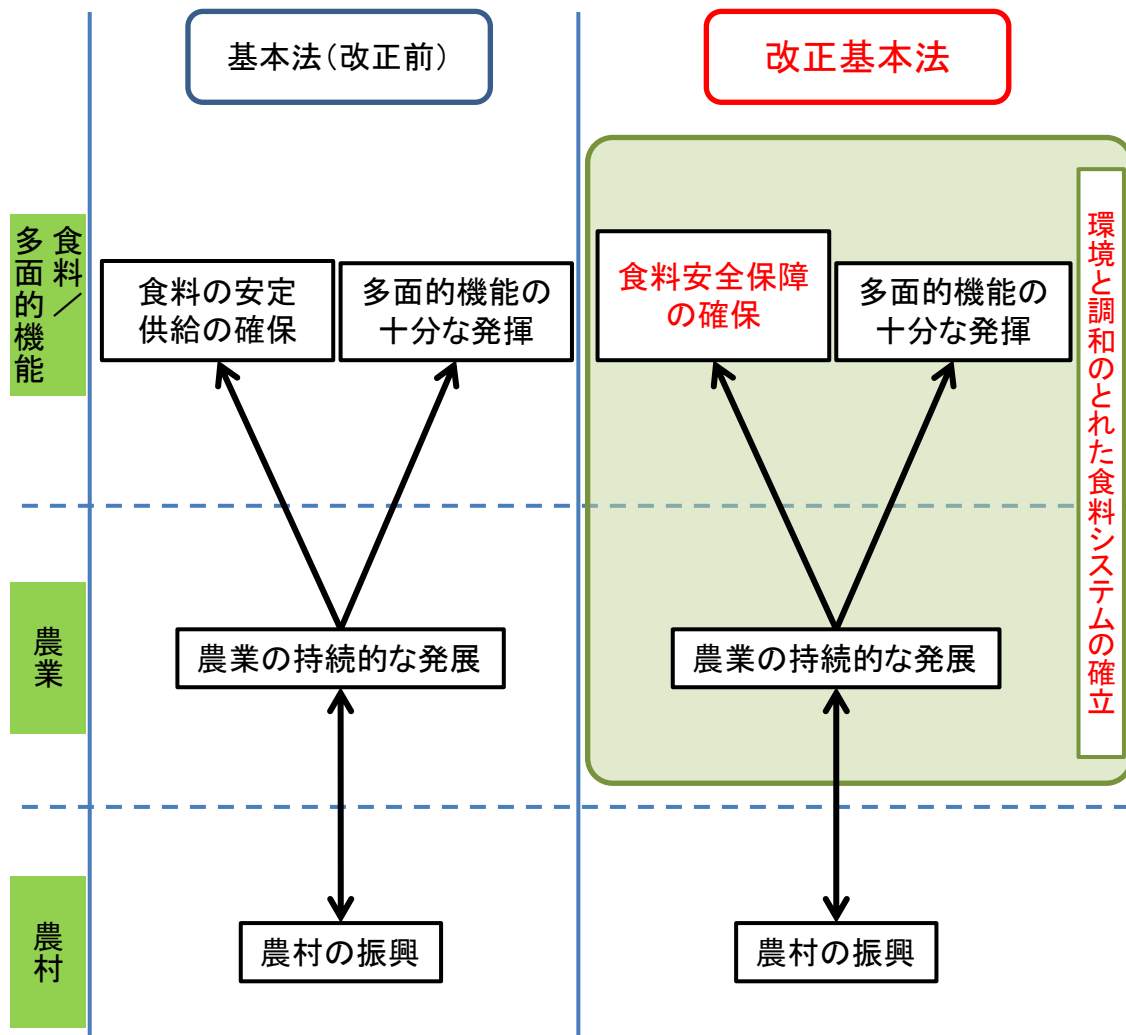
※農林水産業・地域の活力創造プランはH26年6月、H28年11月、H29年12月、H30年6月、11月、R元年12月、R2年12月、R3年12月、R4年6月にそれぞれ改訂

近年の農林水産政策の全体像②・改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性

○近年の農林水産政策の全体像②



○改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性



基本法改正における基本理念と基本的施策(主なポイント)

基本理念

食料安全保障の確保(第2条)

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立(第3条) 多面的機能の発揮(第4条)

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展(第5条)

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興(第6条)

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において**食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表**(第17条)
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応するための**円滑な食料の入手の確保**(食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等)(第19条)
- ③ **食品産業の持続的な発展**に向けた、**環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開**(第20条)
- ④ **農産物、生産資材の安定的な輸入**に向けた、官民連携による**輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進**(第21条)
- ⑤ **輸出促進**に向けた、**輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護**(第22条)
- ⑥ **持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成**に向けた、関係者による**理解の増進、合理的な費用の明確化の促進**(第23条)
- ⑦ **不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施**(第24条) 等

農業施策

- ① **担い手の育成・確保**を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、**担い手以外の多様な農業者も位置付け**(第26条)
- ② 家族経営に加えて、**農業法人の経営基盤の強化**に向けた、経営者の**経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実**(第27条)
- ③ 農地集積に加えて、**農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用**(第28条)
- ④ **防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応**に向けた**保全**(第29条)
- ⑤ **スマート農業技術等**を活用した**生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発**などによる「**生産性の向上**」(第30条)、
- ⑥ **6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用**などによる「**付加価値の向上**」(第31条)、
- ⑦ **環境負荷低減に資する生産方式の導入**などによる「**環境負荷低減**」を位置付け(第32条)
- ⑧ 人口減少下において**経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進**(第37条)
- ⑨ **国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等**(第38条)
- ⑩ **家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**(第41条)
- ⑪ **生産資材の安定確保**に向けた**良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応**(第42条) 等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する**共同活動の促進(多面的機能支払)**(第44条)
- ② 農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加に資する、**地域資源を活用した事業活動の促進**(第45条)
- ③ **中山間地域の振興**に資する**農村RMOの活動促進**(第47条)
- ④ **農福連携**(第46条)、**鳥獣害対策**(第48条)
- ⑤ **農泊の推進や二地域居住の環境整備**(第49条) 等

- 食料・農業・農村基本法の見直しに当たり、特に基本的施策の追加・見直しが必要となっている事項について、政策の方向性を取りまとめ。今後、これに基づき各施策の具体化を進めるとともに、基本法の見直しについても更に検討を深化。

<基本法見直しに当たっての基本的な考え方>

基本法については、制定から20年以上が経過する中で、これまでの社会情勢の変化や今後の見通し等を踏まえながら、**将来に向かって持続可能で強固な食料供給基盤の確立**が図られるよう、以下の基本的な考え方に基づいて、見直しを行う。

- ① **食料がいつでも安価に輸入できる状況が続く訳ではないことが明白となる中で、食料安全保障を抜本的に強化するための政策を確立する。**

その際、強固な食料供給基盤の確立の観点からも、「稼げる輸出」を拡大し、**農業・食品産業を成長する海外市場も視野に入れたものへ転換する。**

- ② **カーボンニュートラル等の環境負荷低減等に向けた対応は、持続的な食料生産を確保するために不可避となる中で、農業・食品産業を環境と調和のとれたものへと転換するための政策を確立する。**

- ③ **農業・農村、特に中山間地域について、急激な人口減少によって担い手を確保することが極めて困難となる中で、生産水準を維持・発展させ、地域コミュニティを維持するための政策を確立する。**

- ④ **施策の効率化・統合・拡充を進め、将来にわたって安定的に運営できる政策を確立する。**

<具体的施策>

- | | | |
|--------------|------------------|-------------|
| 1 食料安全保障の在り方 | 2 食料の安定供給の確保 | 3 農業の持続的な発展 |
| 4 農村の振興 | 5 環境負荷低減に向けた取組強化 | 6 多面的機能の発揮 |
| 7 関係団体等の役割 | | |

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像

- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を作成し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

食料安全保障の強化

平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け

- ・食料安全保障強化政策大綱の改訂〈令和5年12月〉
- ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し〈令和6年度中に次期基本計画策定〉
- ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会成立〉
- ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し〈令和6年通常国会成立〉
- ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備〈令和6年通常国会成立〉
- ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進〈令和7年通常国会提出を視野〉
- ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設(関係省庁と連携)〈令和6年通常国会成立〉

等

スマート農業

本格的な人口減少に対応した施策の強化

- ・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会成立〉
- ・農業インフラの適切な保全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し〈令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野〉

等

農林水産物・食品の輸出促進

国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け

- ・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援〈令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地」を50程度選定〉
- ・品目団体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進〈令和6年度中に10カ国・地域16都市への輸出支援プラットフォームの設置を目標〉
- ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用(育成者権管理機関の取組の推進等)等

農林水産業のグリーン化

環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け

- ・クロスコンプライアンスの導入(補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化)〈令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施〉
- ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し〈令和7年度に見直し、令和9年度を目標(みどり法に基づく仕組みに移行)〉

等

- 「食料・農業・農村施策の新たな展開方向」も踏まえ、本政策大綱においても、過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までのサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充。

（赤字が改訂により追加された項目）

I 食料安全保障強化のための重点対策

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

- （1）海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大、輸入原材料の国産転換等
- （2）生産資材の国内代替転換等
- （3）国産への転換に向けた産地の育成強化

3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現

- （1）適正な価格形成と国民理解の醸成
- （2）円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備
- （3）食料・生産資材等の安定的な輸入の確保

2 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現

- （1）将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
- （2）スマート技術等の実用化、サービス事業体の育成・確保等
- （3）スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全

4 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

- 肥料価格高騰時の影響緩和対策の実施の明確化 等

II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

1 スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農業について産学官連携強化による研究開発や、生産・流通・販売方式の変革の取組を促進するため、法制度創設も視野に検討
- サービス事業体の活用、スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化、林業、水産業におけるスマート化の推進 等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

- 品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化
- 食料供給基盤を支える輸出産地の形成
- 輸出支援プラットフォームの活動体制の強化
- 知的財産の保護・強化 等

3 農林水産業のグリーン化

- みどりの食料システム戦略の加速化
- クロスコンプライアンスの導入
- 環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し、J-クレジットの活用 等

食料供給困難事態対策法の全体概要

- 不測の要因により我が国の食料供給が大幅に不足するリスクが増大。供給不足時には国民生活・国民経済に重大な影響が発生するおそれ。
- **食料供給が不足する兆候の段階から、政府一体となって必要な対策を講ずる**ことで、食料供給が困難となる事態を未然に防止し、または事態の深刻化を防ぐための新たな法律「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月の通常国会にて可決・成立。**（公布日（R6.6.21）から1年以内に施行）**

事態の段階

【平時】

政府の体制

平時や困難兆候、困難事態における対策の基本的な考え方（基本方針）を閣議決定

主な措置

＜国内外の情報収集＞

- 国内外の食料需給に関する状況の調査
- 特に、特定食料に係る民間の在庫等に関する調査

【食料供給困難兆候】

- 異常気象や動植物疾病の発生・まん延等により、特定食料の供給が大幅に不足、又はそのおそれ
- 供給確保のための措置を講じなければ、食料供給困難事態の発生を防止できなくなる事態
（特定食料：
米、小麦、大豆など国民生活・国民経済上重要な食料）

【政府対策本部】

- ・ 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・ 総理と全閣僚により構成

○ 実施方針の策定

政府本部の下で、**事態の深刻度に応じ**、関係省庁が行う必要な対策の方針を決定

＜民間の自主的な供給確保の取組を要請＞

※対象は特定食料・特定資材

- **出荷・販売の調整**
（売惜しみ防止・仕向け先調整等の計画的出荷・販売）
- **輸入の促進**
- **生産・製造の促進**

要請

＜供給量の正確な把握、供給確保のための指示＞

- **出荷・販売の調整**
- **輸入の促進**
- **生産・製造の促進**

計画作成
指示

⇒ 事業者は計画を作成・届出

（これらの措置でも供給確保できない場合）

○ 計画変更の指示

⇒ 事業者は計画を変更し、計画に沿った事業を実施

【食料供給困難事態】

- 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い
- 国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が発生
（目安となる基準（想定）：
供給量が平時の2割以上減、買占めや価格高騰等が発生）

＜本部による公示＞

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

＜本部による公示＞

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- **国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれ**

（目安となる基準（想定）：
1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取熱量である
1,900kcalを下回る（おそれ））

＜熱量を重視した食料の生産・配分＞

- **生産転換の要請・指示**
- **割当て・配給の実施**（国民生活安定緊急措置法）

要請を基本

要請等に応じる事業者に対する財政上の措置

みどりの食料システム戦略

- 「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として令和3年5月12日に策定。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

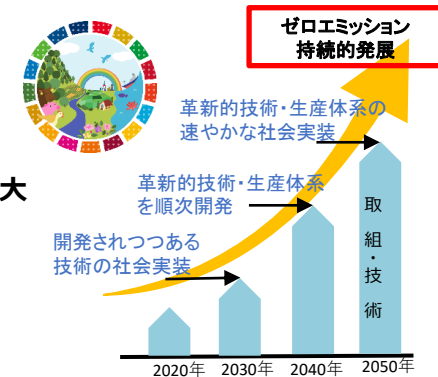
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

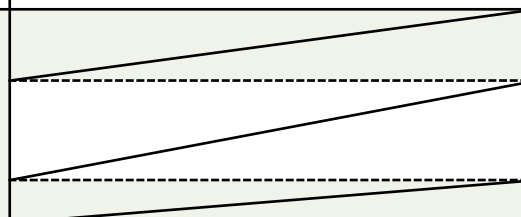
環境

将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

○ 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、14のKPI（2030年・2050年目標）を設定。

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況					
KPI			2030年 目標		2050年 目標
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立	
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証		
			小型沿岸漁船による試験操業を実施		
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤	化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値)（50%低減）
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン（30%低減）
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha（25%）
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン（50%削減）		
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人（30%向上）		
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%		
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%		
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン		
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%
			64%		100%

※本戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部において、KPI2030年目標を決定。

- 令和4年7月1日に施行された「みどりの食料システム法※」に基づき、農林漁業者や事業者による環境負荷低減の取組を、税制・金融の特例や補助金の優先採択等により支援。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

みどりの食料システム法に基づく計画認定制度により、生産者等の前向きな取組を推進

【環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動】

- 令和4年度末までに**全都道府県で基本計画が作成**
- 生産者による環境負荷低減の取組を都道府県が認定し、**46道府県で計15,000名以上の農業者を認定**
- **有機農業を促進するための栽培管理協定が茨城県常陸大宮市で締結**
- **16道県30区域で特定区域（モデル地区）が設定され、地域ぐるみの活動を促進**（令和6年6月末時点）

【基盤確立事業】

- 機械・資材メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等による技術開発や市場拡大等の取組を国が認定
- **計75事業者を認定**（令和6年6月末時点）



ペレット堆肥の利用拡大



可変施肥田植機の普及



農業用ドローンの普及

予算・税制・融資で促進

【R5年度補正予算・R6年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（補正27億円・当初7億円）**
 - ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」
 - ・フードサプライチェーンの環境負荷低減の「見える化」の促進等
- **みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業**
（補正39億円・当初30億円）
- **環境保全型農業直接支払交付金（26億円）** 等
（施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への優先配分等を実施）

【みどり投資促進税制】

（適用期限 令和8年3月31日まで）

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（**機械32%、建物16%**）

【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- **農業改良資金**等による無利子融資
- 機械・資材メーカー向けの低利融資（**新事業活動促進資金**） 等

- 農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を評価し、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を推進。令和6年3月より、農産物23品目（生物多様性保全については米のみ）を対象にガイドラインに則った本格運用を開始。
- 「J-クレジット制度」は、温室効果ガスの排出削減・吸収量を国が認証し、取引可能とする制度。全体のプロジェクト登録件数629件のうち、農林水産分野のプロジェクト登録件数は240件。（全体の38%）（令和6年6月末時点）
- 「農林水産省生物多様性戦略」を令和5年3月に改定。今後10年間を見通し、サプライチェーン全体で取り組む施策の方向性を示す。

■ 環境負荷低減の取組の「見える化」

温室効果ガス削減への貢献

生産者の栽培情報を用いて、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出（農業、肥料、燃料等）
－吸収（バイオ炭等）

★★ : 削減貢献率 5%以上
★★★ : " 10%以上
★★★★ : " 20%以上



見る × 選べる
みえるらべる



対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、にんじん、大根、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶

※括弧書きがないものは全て露地のみ

販売店舗等：507箇所

※令和6年7月末時点



生物多様性保全への配慮 ※米に限る

生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて表示。

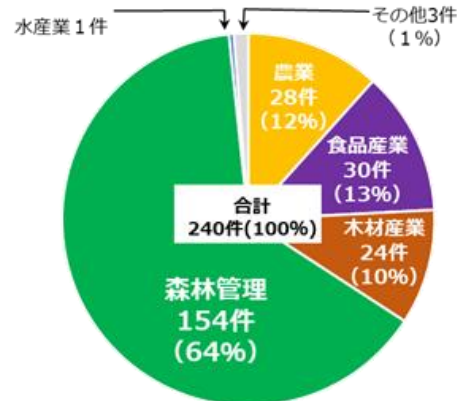
★★ : 取組の得点 1点
★★★ : " 2点
★★★★ : " 3点

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減（5割以上10割未満）	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

■ J-クレジット制度

■ 農林水産分野のプロジェクト登録件数



※農業者が取り組むプロジェクトは28件。
うち、18件が農業分野の方法論に基づくプロジェクト。

■ 農林漁業者・食品産業事業者等による実施が想定される主な方法論

省エネ	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入 空調設備の導入
再エネ	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入 バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替 太陽光発電設備の導入
農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥 バイオ炭の農地施用 水稻栽培における中干し期間の延長 【令和5年4月追加】 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌 【令和5年11月追加】
森林	森林経営活動 再造林活動

■ 農林水産省生物多様性戦略（令和5年3月改定）

CBD・COP15において、2030年を目指した新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択（2022年12月）

2030ビジョン：農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

基本方針

- (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組
- (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
- (5) 政策手法のグリーン化
- (6) 実施体制の強化

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「**環境負荷低減のクロスコンプライアンス**」を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「**農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組**」について、① **取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること**、② **実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。**

＜農林水産省の全ての補助事業等＞



機械導入



施設整備



食料自給率の向上

**各種支援に当たり、環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(=クロスコンプライアンス)**

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、「**農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組**」

✓ 適正な施肥 ✓ 適正な防除 ✓ エネルギーの節減 ✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への
悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



■ 令和6年度以降

農林水産省の補助事業等の申請時に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践。

「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」
チェックシートの例（抜粋）

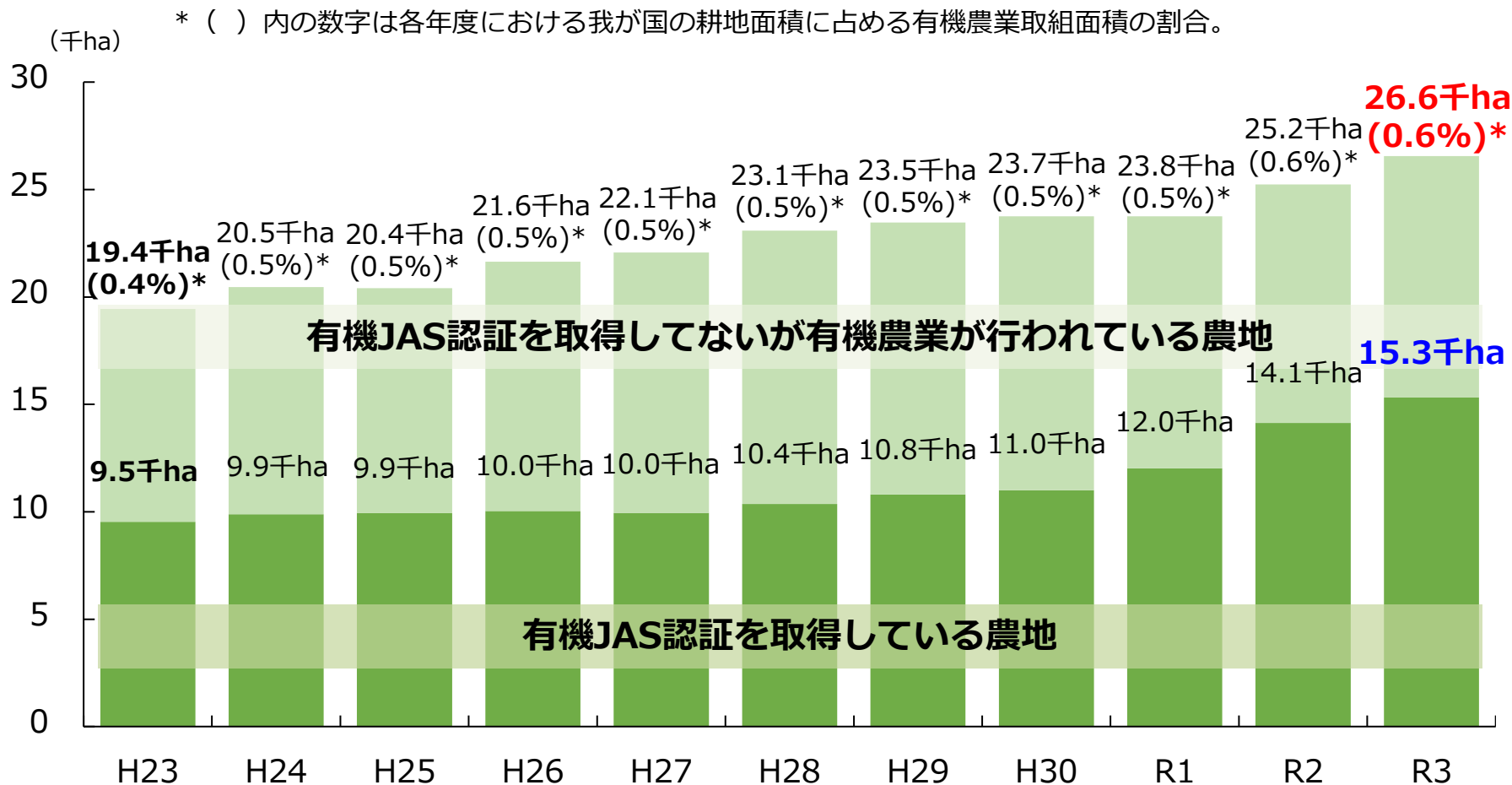
申請時 (します)	(1) 適正な施肥
✓	① 肥料を適正に保管
✓	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
✓	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
✓	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討

■ 令和7年度以降

取組を実践した上で、事業報告時にもチェックシートを提出。
また、報告内容について、国等が実施状況を確認。（実施方法などは検討中。）

○ 日本の有機農業の取組面積は過去10年で約4割拡大、令和3年度末時点で有機農業の取組面積は26,600haに達し、耕地面積の0.6%を占める。

■ 日本の有機農業の取組面積の推移



※ 有機JAS認証を取得しているほ場面積は農林水産省食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H23～26年までは、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りを基に、農業環境対策課にて取りまとめ。）